

2008 年度「法思想史」小テスト

12 月 8 日実施 / 出題: 足立英彦

解答・解説 (30 点満点)

1. 次の文章の空白を埋め (各 3 点) さらに、条件付の命法の問題点を説明せよ (4 点)。

「カントは、義務を表す命令文を命法と呼び、さらに、条件付の命法を (1) 無条件の命法を (2) と呼んだ。」

解答 1 定言命法 2 仮言命法

問題点: 条件付の命法は次の二つの問題があるため、道徳法則であるとはいえない。第一に、条件付命法 (仮言命法) は、「もし～ならば」で表される前件部分が当てはまらない人に対しては「～すべし」で表される後件部分が適用されない、という意味で普遍的妥当性を欠き、したがって、「法則」ではない。第二に、前件が行為の動機を意味しているため、この命法に従う行為は自由な行為ではなく、したがってそのような行為を命じる命法は「道徳的」でない。

解説 条件付命法の問題点を書いていない (書き忘れた?) 答案が散見された。

2. 次の問に答えよ。

- (a) 次の文章の空白を埋めよ。(各 2 点)

「カントの道徳法則の代表的なものとしては、『汝の意志の (1) が、つねに同時に普遍的立法の原理として適用しうるごとくに行為せよ』という根本方式と、『汝の人格およびあらゆる他人の人格における人間性を、つねに同時に (2) として取り扱い、決して単に手段としてのみ取り扱わないように行為せよ』という第二方式がある。これらの道徳法則は、ベンサムらの (3) 的論法に対抗する (4) 的論法によって、現代でも参照されている。」(『よくわかる法哲学・法思想』22-23 頁を一部改変。)

解答 1 格率 (または格律) 2 目的 3 帰結主義 4 義務論

- (b) 他人の人格を手段として扱う、とはどのようなことか、簡単に説明せよ。(2 点)

解答 他人を、自分が抱く目的を実現するための道具のように扱うこと。すなわち、物理的な強制力で脅したり、嘘の情報を与えることによって、自分に利益をもたらす何らかの行為をさせ、それによって、その他人から、定言命法に従いつつ、自発的に行為を選択する自由を奪うこと。

解説 他人の自由を奪う、という趣旨が書けていれば正解とした。

3. 「法的法則」の要求と「道徳法則」の要求の共通点と相違点についてそれぞれ簡単に説明せよ。(6点)

解答 法的法則と道徳法則は、ともに、普遍化可能な外的行為をするよう要求する点では同じだが、道徳法則はさらに、道徳法則への尊敬の念のみに基づき、その他の動機に基づかずに行為することを要求する点で、それを要求しない法的法則とは区別される。

解説 共通点に3点、相違点に3点。

4. 違法行為に対する妨害(法的強制)はなぜ正しいのか、カントの考えを簡単に説明せよ。(4点)

解答 カントによれば、適法行為は正しく、それを妨害する違法行為は正しくない。適法行為を妨害する違法行為を妨害することは、適法行為を促進することになるので、適法行為と調和する、すなわち正しい。

解説 カントの説明が説得力を持つか否かはここでは問わない。カントの説明の趣旨が書けていれば正解。

5. 講義に対するご意見、ご要望等があれば記入してください。どのような内容であれ、採点には影響しません。

コメント 「12月1日の授業を欠席したため、翌週の小テスト実施を知らず、十分な準備ができなかった」という意見がありました。もし、この小テストの得点を無効とし、口頭試験による再試験を希望する場合は、至急、足立までメール(hadachi@kenroku.kanazawa-u.ac.jp)で申し出てください。

履修登録数	受験者数	平均点
72	57	23.3

* 30点6名、29点4名、28点5名。

以上(2008年12月15日)